

令和3年度第3回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和3年10月27日(水) 午後1時25分～午後2時55分

2 場所 立川市役所2階 210会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

① 立川市健康ポイント事業(第2次)の業務委託について

【福祉保健部健康づくり担当課】

② 子ども家庭相談管理システムの更新について

【子ども家庭部子ども家庭支援センター】

③ 介護保険要介護認定事務等の業務委託について

【福祉保健部介護保険課】

④ 市民の生活状況に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)の実施について

【子ども家庭部子ども育成課】

⑤ 人事給与システムの変更について

【行政管理部人事課】

(2) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤副会長、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①:健康推進課地域支援係長及び同係主任

諮問事項②:子ども家庭支援センター子ども家庭相談係長及び同係主任

諮問事項③:介護保険課介護認定係長及び同係主任

諮問事項④:子ども育成課長及び青少年係長

諮問事項⑤:人事課長及び給与厚生係長

[事務局]

文書法政課長、情報公関係長及び同係主任

5 議事

(1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：（福祉保健部健康づくり担当課）

【諮問の概要】

平成30年度から市民が主体的に取り組む健康づくりに対し、インセンティブを付与した立川市健康ポイント事業を開始しているが、令和4年4月に募集を開始する同事業（第2次）についても、健康ポイント事業専用サイトを活用して行うこととし、プロポーザル選考委員会で選定された事業者はその業務を委託するもの

【審議内容】

《個人情報収集と分析について》

○性別は男女によって運動継続に特性があるかどうかを、また生年月日は年代別での違いを分析する際に必要となるため収集している。

○住所、氏名は市民かどうかを把握し、お知らせの送付先として収集している。

《第1次事業の分析結果について》

○立川市のホームページには第1次から第3次までの分析結果を報告書として公表している。

《委託業者が住所、氏名を収集する理由について》

○景品交換の作業は委託業者が行っており、発送先を把握する必要があるため。

○前回は1,000人の参加者のうち、約7割が景品交換をした。また、何人かは携帯電話のアプリが重くなって止めてしまった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：（子ども家庭部子ども家庭支援センター）

【諮問の概要】

子ども家庭相談管理システムの保守契約及び機器リースが令和4年7月末で契約期間が満了することに伴い、同年8月から契約を更新するもの

【審議内容】

《個人情報収集について》

○保護者と児童の両方の個人情報を収集している。職業職歴等は保護者、身長・体重等は児童の個人情報となる。

《この時期に諮問した理由について》

○システムの更新時期は令和4年8月となるが、来年度の予算要求と合わせて諮問した。

《更新作業時の個人情報の取り扱いについて》

○システム更新の作業はデータ全体が適切に移行できているかどうかを確認する作業なので、委託業者が個々のデータを確認することはない。もし、トラブルがあった場合は、立ち会う職員がパスワード等を使用して個々のデータを確認する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(福祉保健部介護保険課)

【諮問の概要】

高齢化の進展とともに要介護認定申請件数の増加により、職員の業務量増加と時間外勤務の恒常化が課題となり、職員負担を軽減し、安定したサービスを提供し続けるため、令和4年度から要介護認定・調査業務を外部委託するもの

【審議内容】

《委託業務の内容について》

○人員数は委託業者が決めるが、訪問調査員は8名、事務員は11～12名程度になる。介護保険の委託業務は、都内でも情報処理会社4社が実施している。

○今回の業務委託は行政改革の観点から実施し、8名の職員を4名として主に管理業務を行う。立川市には直営の訪問調査員が12名おり、そのまま継続する。

○来年度の要介護認定申請件数は10,000件を見込んでいる。直営の訪問調査員が3,000件程度、今回の委託業者が3,000件、残りの約4,000件は市内にあるいくつかの委託業者が処理する予定である。

○今回の委託業者には認定業務10,000件と、訪問調査業務3,000件を委託する。

《認定審査会について》

○認定審査会は3人の委員で構成され、医療分野(医師)、保健分野(看護師等)、福祉分野(特別養護老人ホーム施設長等)から1人ずつ選出される。全部で20の合議体があり、委員は60人となる。

○審査会の事務局は現在職員2人で行っているが、今後は市職員1人、委託業者1人体制で行う。

○審査会は市の付属機関であり、そこで決定された事項は行政行為となり、不服申し立ての対象となる。

《プライバシーマーク等の更新について》

○プライバシーマークは2年に1度、ISO27001は3年に1度更新が必要となり、更新の有無についてはしっかり確認して欲しい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項④：(子ども家庭部子ども育成課)

【諮問の概要】

厚生労働省より「ひきこもり支援体制」の構築に係る市区町村の取組事項の一つとして挙げられている支援対象者の実態やニーズを把握するための調査を実施することとなり、満15歳から満64歳までの市民3,000人に対して郵送又はインターネットによるアンケートを実施するために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用し、当該調査業務を外部委託するもの

【審議内容】

《臨時事務員及び委託業者が取り扱う個人情報について》

○臨時事務員は1名で、返送された調査票の開封作業を行う。調査票には番号が付されているが、臨時事務員は個人を特定する作業は行わない。

○ひきこもりに関する調査票の内容を見ると要配慮情報が含まれている。委託業者が数的処理をするだけなら問題はないが、調査票の番号から個人を特定できると分かれば、回答したくないと思う市民が出てくるのではないかと？

○集計した結果は今後の就職氷河期世代の支援に生かしていくのが目的で、個人を特定するのが目的ではない。

○そうであっても委託業者や臨時事務員が特定個人を識別できないように工夫して欲しい。

○(事務局) 審議会の意見としては、委託業者が調査票の発送時に住所、氏名を使用するという点について異論はない。しかし、回答内容には要配慮情報が含まれており、調査票に付された番号を照合すると個人を特定できるので、照合に使う資料は委託業者に渡さない等の措置を取って欲しいというのが審議会の意見なので、所管課には検討してもらいたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、要配慮情報を取り扱うため、

臨時事務員及び委託業者には個人を特定できるような情報の提供は必要最小限に留めること。

諮問事項⑤：(行政管理部人事課)

【諮問の概要】

地方公務員等共済組合法の一部改正が令和4年10月1日から施行されることとなり、被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用対象である非常勤職員に対して、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）を適用することに伴い、人事給与システムを改修するもの

【審議内容】

《委託業者について》

○システム契約3期目に入り、10年を超えている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) その他

令和3年度第4回開催予定について

日 時	令和3年12月15日（水）午前11時00分～
場 所	立川市役所 210 会議室
内 容	審査請求案件の審議